

# オープンデータと官民データの動向

庄司 昌彦 ●武蔵大学社会学部教授

官民データ活用政策の強化やG20サミットでの「データ流通圏」提唱、地方公共団体の取組済み数上昇、アジア諸国との連携などが進み、「情報銀行」もスタートした。一方、個人データ活用の課題も露呈した。

## ■政府が官民データ活用政策を強化

2019年5月、「デジタル手続法（デジタルファースト法）」が成立した。この法律は既存の行政手続オンライン化やマイナンバー法、公的個人認証法、住民基本台帳法などを一括改正し、国の行政手続きが原則インターネットで受け付けられるようにするとともに、地方自治体には努力義務を課している。行政手続やサービスはデジタルを原則とする「デジタルファースト」、一度提出した情報は再提出が不要となる「ワンスオンリー」、引越などに伴う複数の手続きやサービスをワンストップで実現する「コネクテッド・ワンストップ」の3原則が柱だ。

オープンデータの関連では、全府省のオープンデータを入手できるデータカタログサイト「DATA.GO.JP」と、政府の行政情報の総合的なポータルサイトである「e-Gov」の統合に向けた計画・調整が始まっている。2022年度の運用開始に向けて、行政情報のデジタル化や業務の見直しなど、オープンデータや行政情報提供のデジタルトランスフォーメーションが進むことになるだろう。

## ●国境越える自由なデータ移動を提唱

また、政府が2019年6月に示した「経済財政

運営と改革の基本指針2019」は、副題が「～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」というものであった。この基本指針では内容的にも社会全体のデジタル化やデータ活用の推進が議論の基礎となっている。政府の経済政策において、デジタル技術の社会実装を進め、官民が保有するデータを最大限活用していくことへの関心はこれまでよりもさらに高まっている。

2019年6月に日本で開催されたG20サミットでも、日本政府は国境を越えた自由なデータ移動を認める「データ流通圏」の構想を提唱し、国際的な交渉の開始を宣言した。この構想は「Data Free Flow with Trust（信頼性のある自由なデータ流通）」という言葉に象徴される。グローバルな大企業の主導や政府によるコントロールからは距離を置き、データ保有者とサービス提供者の間の信頼を確保しながら自由なデータ流通のための具体的な方策を探っていこうというものである。

## ●個人データ保護や規制なども視野に

また、2019年の「データ」をめぐる議論では、国内外の大手インターネット企業によるプラットフォーム型のビジネスが、競争政策や消費者保護政策などさまざまな面で大きな課題であると認識されるようになった。つまりデータの活用を振興

する政策だけではなく、個人に関するデータの保護や規制などの政策議論も進み、社会的な観点から最適なバランスをとることが求められるようになってきているといえよう。

## ■地方公共団体オープンデータも進む

「誰もが、いかなる目的でも、自由に使用・編集・共有できるデータ」と定義されるオープンデータを行政機関が積極的に提供し、その民間利用を進める取り組みは、「電子行政オープンデータ戦略」（2012年）以来、少しずつ浸透してきている。データカタログサイト「DATA.GO.JP」には、2万5000件以上（2019年12月現在）が登録されているほか、政府CIOのウェブサイトでは政府の「オープンデータ基本指針」（2019年6月改正）や活用事例集「オープンデータ100」、オープンデータに取り組んでいる地方自治体の一覧表なども提供されている。

### ●「官民ラウンドテーブル」の広がり

2018年から政府が始めた「オープンデータ官民ラウンドテーブル」は、オープンデータの提供を希望する企業が、利用したいデータの種類や内容、使い道など具体的なニーズを表明し、そのデータを所管する府省の担当者が提供の可否や、関連する現在の取り組み、提供を実現するための課題などを説明し、有識者とともによりよい方策を議論するというものである。

内閣官房IT総合戦略室の主催によるラウンドテーブルは、2019年末までに交通や防災、統計などのテーマで4回行われており、さらに経済産業省など各府省の自主開催によるラウンドテーブルや、東京都など地方公共団体におけるラウンドテーブルなど、取り組みがさまざまな方向に広がり始めている。

### ●都道府県100%、市区町村60%が達成

重点テーマとなっているのが地方公共団体のオープンデータ提供である。2016年12月に議員立法で成立した「官民データ活用推進基本法」は、都道府県に都道府県官民データ活用推進計画の策定を義務付けた。2019年7月現在、約半数の都道府県で進み、策定が「努力義務」とされた市区町村でも75団体がすでに策定している。また政府は、2020年度末までに地方公共団体のオープンデータ取り組み率100%とすることを目標に掲げており、2019年末現在で都道府県は47団体（100%）が達成済み、市区町村は約660団体（約60%）が達成済み、となっている。

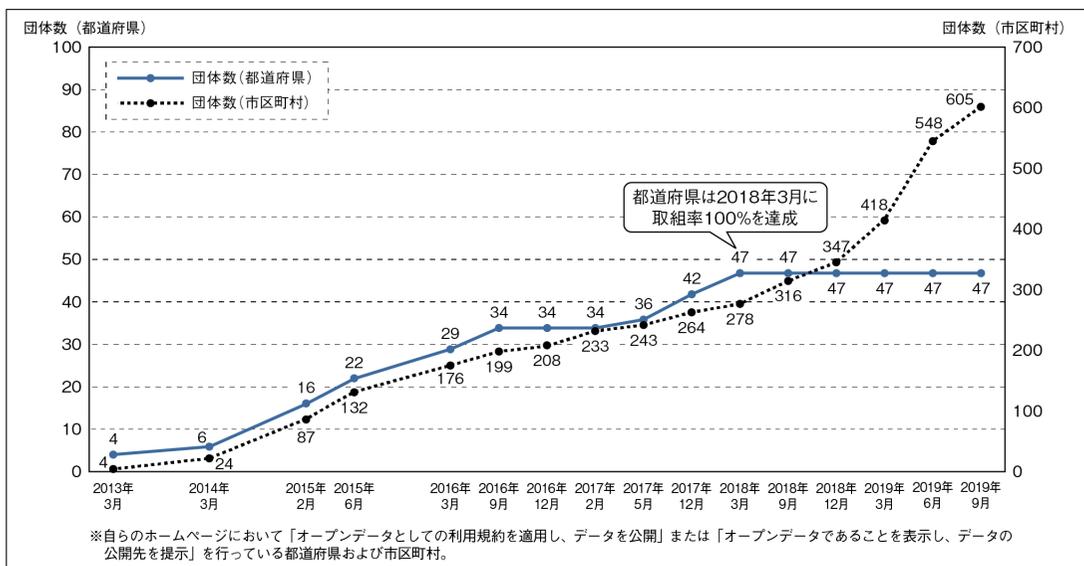
2018年9月の段階では取り組み市区町村は316団体（約18%）であったので、市区町村の取り組みはこの1年で大きく進んだといえるだろう。2019年4月に8名から23名へと大きく増員された内閣官房IT総合戦略室「オープンデータ伝道師」の自治体派遣や、総務省によるオープンデータ研修の推進などの効果が表れていると考えられる。

### ●交通ナビ開発やスマートシティ推進に貢献

地方公共団体のオープンデータ提供は、公共交通機関を含むさまざまな移動手段の最適化を行うMaaS（Mobility as a Service：サービスとしての移動）や、環境対策、防災対策などスマートシティの推進に貢献する。リアルタイム渋滞情報や道路工事・交通規制の情報、気象情報、バリアフリールート、通学路、交通事故多発地点、街路灯の位置情報など、行政が保有している情報を広く開放することで、これまでよりも高度な交通ナビゲーション開発が促進されるのは間違いないだろう。

政府では内閣府が大胆な規制改革による「スーパースティ」構想を進めており、また総務省も札

資料 5-2-1 地方公共団体のオープンデータ取組済み（※）数の推移



出所：内閣官房IT総合戦略室<sup>1</sup>

幌、会津若松、富山、高松など全国で、「データ利活用型スマートシティ」による都市問題解決を後押ししている。

### ●東京オリ・パラなど公共交通支える力に

2020年オリンピック・パラリンピックに向けても、東京の交通の高度化が大きなテーマとなっている。東京では、首都圏の鉄道・バス会社や航空会社、IT企業など産官学のさまざまな企業・組織が集まった「公共交通オープンデータ協議会」が、公共交通関連データのオープンデータ化、標準化、API提供などを進めている。この協議会の活動の柱となっているのが「東京公共交通オープンデータチャレンジ」というオープンデータ活用コンテストで、2019年11月から2020年10月まで開催される第4回の「チャレンジ」では、まさに東京オリンピック・パラリンピックの交通を支えるさまざまなアプリ・サービスの開発が期待されている。

さらに、協議会では2019年5月に「公共交通オープンデータセンター」の運用を開始した。東京公共交通オープンデータチャレンジのために公開したデータは営利目的での利用が禁じられているが、このオープンデータセンターが提供するデータ（運用開始時点では、東京都交通局の鉄道・バスのデータが中心）は、オープンなGTFS形式で提供されており、また営利目的での利用も可能である。これらのデータを活用したさまざまなサービスが開発されることにより、世界で最も複雑ともいわれる東京の公共交通を誰もが便利に利用できるようになることが期待される。

### ■アジア諸国との連携

2019年10月には、東京大学の安田講堂に多数の参加者を集め、International Open Data Summitが開催された。これは2015年に設立されたアジアの11の国と地域（インド、フィリピン、タイ、インドネシア、マレーシア、カンボジア、ミャン

マー、ベトナム、韓国、台湾、日本）が参画するAODP（Asia Open Data Partnership）が毎年回開催しているイベントである。毎回、各国から政府機関や関連団体、民間企業の幹部等が集まり、各国の取り組み情報の共有、講演やパネルディスカッション等を通じて、オープンデータの普及促進を図っている。2017年は台湾、2018年は韓国で開催され、2019年は日本での初開催となった。

今回のサミットでは、スマートシティやSDGs（Sustainable Development Goals；持続可能な開発目標、呼称「エスディーゼーズ」）など、国際的にも関心の高いテーマでのパネルディスカッションを行ったり、連携して開催されたアジアオープンデータハッカソンの表彰事例の紹介、都内の関係施設の見学などを行ったりした。そして10月8日には、サミットの議長を務めた東京大学の越塚登教授の下で「AODP憲章」の宣言が行われ、アジア各国が連携してオープンデータを推進していくことを誓った。

## ■ パーソナルデータ活用の課題が露呈

パーソナルデータ関連では、ついに「情報銀行」がスタートした。情報銀行とは、個人が健康状態や位置情報、購買履歴、学習履歴といった自分に関するデータをさまざまなアプリやサービスから取り寄せて1か所に集約し、本人の同意に基づいて企業等に提供するなどして、適切な管理と活用をしていくサービスである。企業はこれまでよりも効率的にさまざまなパーソナルデータを集めることが可能となり、また個人はデータ提供の対価としてのポイントや、新たなサービスを受けられ

るようになることが期待されている。

情報銀行の審査・認定は総務省との協力の下、IT団体の連合組織である一般社団法人日本IT団体連盟（IT連）が行っており、2019年6月に2社、12月に1社が認定を受けた。

## ● 問題となった企業姿勢とその後の議論

しかし、パーソナルデータの活用については、いくつかの事件を通じて企業の姿勢が話題となった。きっかけはYahoo!が6月に発表した信用スコアサービスが、本人の明示的な許諾を得ずにスコアを算出しており、また自分自身のスコアを確認できない仕様となっていたことなどの問題であった。また、リクルートキャリアが運営する就職情報サイト「リクナビ」が、学生の十分な同意を得ずに「内定辞退率」と呼ばれるスコアを算出して企業に提供していたという問題も明らかになった。

これらの問題を受けて、学界やメディア等ではパーソナルデータの活用と本人同意のあり方や、本人による自己情報コントロールに関する議論が活発に行われている。そして、Yahoo!やNTTドコモなどのパーソナルデータ活用企業では、個人がデータの提供先を自分で確認しコントロールすることができるダッシュボード機能を提供するようになった。このほか、個人のウェブサイト閲覧履歴などを収集・追跡することも可能となるクッキー情報のあり方なども議論されている。2020年は個人情報保護法の改正が予定されており、議論の動向や企業の対応が注目される。

1. 地方におけるオープンデータの取組状況について（内閣官房IT総合戦略室、2019年10月）[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon\\_bunka/d\\_ata\\_ryutsuseibi/opendata\\_wg\\_dai9/siryou2-1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/d_ata_ryutsuseibi/opendata_wg_dai9/siryou2-1.pdf)



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

## [インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2020年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ [iwp-info@impress.co.jp](mailto:iwp-info@impress.co.jp)